

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表（案）

（傍線部分は改定部分）

新	旧
<p data-bbox="219 523 472 564">【 総 則 】</p> <p data-bbox="174 624 405 665">1～4. （略）</p> <p data-bbox="174 767 389 809">5. 調査方法</p> <p data-bbox="197 842 1104 970">災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。</p> <p data-bbox="197 1034 450 1114">●地震による被害 （略）</p> <p data-bbox="197 1177 450 1219">●水害による被害</p> <p data-bbox="197 1230 1104 1409">水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。<u>ただし、外観の損傷状況及び浸水深の確認が困難な住家は、第1次調査</u></p>	<p data-bbox="1160 523 1413 564">【 総 則 】</p> <p data-bbox="1137 624 1368 665">1～4. （略）</p> <p data-bbox="1137 767 1352 809">5. 調査方法</p> <p data-bbox="1160 842 2067 970">災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。</p> <p data-bbox="1160 1034 1413 1114">●地震による被害 （略）</p> <p data-bbox="1160 1177 1413 1219">●水害による被害</p> <p data-bbox="1160 1230 2067 1358">水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</p>

新	旧
<p><u>を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。また、第2次調査の実施体制が確立されている場合は、第1次調査の概ねの終了を待たず第2次調査を前倒して実施することも考えられる。</u></p> <p>(略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略) ・令和 7 年改定 (略) ・<u>令和 8 年改定 「液状化等の地盤被害編」において、床の傾斜の測定方法を追加、「第1次調査」に「中規模半壊」と判定する方法を追加等</u> 	<p>(略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>(略)</p> <p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年改定 (略) ・平成 25 年改定 (略) ・平成 30 年改定 (略) ・令和 2 年改定 (略) ・令和 3 年改定 (略) ・令和 6 年改定 (略) ・令和 7 年改定 (略)

新	旧
<p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>●<u>写真等</u>を活用した判定について <u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合、<u>被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を行う</p>	<p>●地震による被害 (略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>●風害による被害 (略)</p> <p>●<u>航空写真等</u>を活用した判定について <u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>航空写真等</u>からだけでは判定できない場合には、現地調査を</p>

新	旧
こととなる。 7～12. (略)	行うこととなる。 7～12. (略)

新

旧

＜第1編 地震による被害＞

(略)

＜第1編 地震による被害＞

(略)

新	旧
<p data-bbox="338 580 927 655">【木造・プレハブ】</p> <p data-bbox="219 1230 1106 1358">※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。</p>	<p data-bbox="1305 580 1895 655">【木造・プレハブ】</p> <p data-bbox="1184 1230 2072 1358">※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 220 996 295"><被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 649 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 694 1108 869">また、発災前後の航空写真やドローンによる映像、<u>応急危険度判定において撮影された写真</u>等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 885 1108 1117">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合、<u>被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 1133 1108 1356">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="212 1372 1108 1404">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行う</p>	<p data-bbox="1140 220 1960 295"><被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1140 383 1624 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 694 2072 821">また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 885 2072 1069">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 1133 2072 1356">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1176 1372 2072 1404">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している</u>、一部の階が全部倒壊して</p>

新	旧
<p>こととなる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊、流出又はずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合、<u>被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合など</u>が考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸が</p>	<p><u>いる又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中している</u>と想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の</p>

新	旧
<p>ずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ずり落ちていると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-1～2-9. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ずり落ちていると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくは必ずり落ちていると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2-1～2-9. (略)</p> <p>3. (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="488 582 779 654" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="197 991 1104 1166">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。</p> <p data-bbox="197 1182 1104 1358">なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 582 1749 654" style="text-align: center;">【非木造】</p> <p data-bbox="1160 991 2067 1166">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。</p> <p data-bbox="1160 1182 2067 1358">なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（地震による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 649 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="212 454 268 494">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 590">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 638">（略）</p> <p data-bbox="179 646 1108 829">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真</u>等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="179 837 1108 1069">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="179 1077 1108 1308">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="179 1316 1108 1404">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（地震による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 383 1612 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1176 454 1232 494">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 590">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 638">（略）</p> <p data-bbox="1142 646 2072 782">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1142 837 2072 1021">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合</u>などが考えられる。</p> <p data-bbox="1142 1077 2072 1308">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1142 1316 2072 1404">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新	旧
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像、応急危険度判定において撮影された写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>倒壊等した住家が集中していると想定される場合、被害認定調査よりも前に行われた応急危険度判定において撮影された写真が活用できる場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>1-1～1-3. (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、<u>又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合</u>などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行う</p>

新	旧
<p>能である。 なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p>ことも可能である。 なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2-1～2-6. (略)</p>	<p>2-1～2-6. (略)</p>
<p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="174 724 1093 799"><第2編 水害による被害></p> <p data-bbox="181 842 237 874">(略)</p>	<p data-bbox="1142 724 2060 799"><第2編 水害による被害></p> <p data-bbox="1149 842 1205 874">(略)</p>

新

旧

【木造・プレハブ】

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

新	旧
<p data-bbox="168 215 996 295"><被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="168 375 649 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1140 215 1968 295"><被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1140 375 1621 422">1. 第1次調査に基づく判定</p> <p data-bbox="1207 454 1263 486">（略）</p> <p data-bbox="1151 550 1453 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1207 598 1263 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1348">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新

旧

(2) 浸水深による判定
(略)

(2) 浸水深による判定
(略)

(表1)

(表1)

床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	<input type="checkbox"/>
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	<input type="checkbox"/>
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが

新	旧
<p>考えられる。</p> <p>※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。</p> <p>※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。</p> <p>なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。</p> <p><u>※ 「床上 0.1m」については、巾木の高さを目安に設定した基準であることから、外部から見える範囲での内部の浸水状況等により、内壁に巾木の汚損以外の損傷が生じていると判断できる場合には、床上浸水であれば「半壊」と判定して差し支えない。</u></p> <p>(表2) (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p>	<p>考えられる。</p> <p>※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能。</p> <p>※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。</p> <p>なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(表2) (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2-1～2-9. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>2-1～2-9. (略)</p> <p>3. (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="488 580 775 651">【非木造】</p> <p data-bbox="192 1182 1106 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 580 1744 651">【非木造】</p> <p data-bbox="1162 1182 2076 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（水害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1097 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1097 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1097 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1097 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（水害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 383 1388 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2060 774">また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2060 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2060 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2060 1348">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p>

新	旧
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
1-1~1-6. (略)	1-1~1-6. (略)
2. (略)	2. (略)

新

旧

＜第3編 風害による被害＞

(略)

＜第3編 風害による被害＞

(略)

新

旧

【木造・プレハブ】

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

新	旧
<p data-bbox="168 215 996 295"><被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="179 1364 492 1404">（2）～（4） （略）</p>	<p data-bbox="1131 215 1960 295"><被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）> （略）</p> <p data-bbox="1131 383 1388 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1300">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="1142 1364 1456 1404">（2）～（4） （略）</p>

新	旧
<p>1 - 1 ~ 1 - 9. (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>1 - 1 ~ 1 - 9. (略)</p> <p>2. (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="488 580 775 651">【非木造】</p> <p data-bbox="192 1182 1106 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>	<p data-bbox="1458 580 1744 651">【非木造】</p> <p data-bbox="1162 1182 2076 1358">※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 215 862 295"><被害認定フロー（風害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="168 383 425 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="235 454 291 486">（略）</p> <p data-bbox="179 550 481 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="235 598 291 630">（略）</p> <p data-bbox="190 646 1108 774">また、<u>発災前後の航空写真やドローンによる映像等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="190 790 1108 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="190 981 1108 1204">これらの場合において、<u>写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="190 1220 1108 1300">なお、<u>写真等からだけでは判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="179 1364 492 1404">（2）～（4） （略）</p>	<p data-bbox="1131 215 1825 295"><被害認定フロー（風害による被害 非木造）> （略）</p> <p data-bbox="1131 383 1388 422">1. 調査・判定</p> <p data-bbox="1198 454 1254 486">（略）</p> <p data-bbox="1142 550 1444 582">（1）外観による判定</p> <p data-bbox="1198 598 1254 630">（略）</p> <p data-bbox="1153 646 2072 774">また、<u>発災前後の航空写真等</u>が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該<u>航空写真等</u>を活用して判定することが可能である。</p> <p data-bbox="1153 790 2072 965">例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p data-bbox="1153 981 2072 1204">これらの場合において、<u>航空写真等</u>から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該<u>航空写真等</u>により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p data-bbox="1153 1220 2072 1300">なお、<u>明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合</u>には、現地調査を行うこととなる。</p> <p data-bbox="1142 1364 1456 1404">（2）～（4） （略）</p>

新	旧
1 - 1 ~ 1 - 6. (略)	1 - 1 ~ 1 - 6. (略)
2. (略)	2. (略)

新	旧
<p data-bbox="197 676 1079 895" style="text-align: center;"> <第4編 液状化等の地盤 被害による被害> </p> <p data-bbox="163 1131 1106 1259"> 液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。 </p> <p data-bbox="163 1276 1106 1402"> なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があるものではないことに留意されたい。 </p>	<p data-bbox="1164 676 2047 895" style="text-align: center;"> <第4編 液状化等の地盤 被害による被害> </p> <p data-bbox="1131 1131 2074 1259"> 液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。 </p> <p data-bbox="1131 1276 2074 1402"> なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があるものではないことに留意されたい。 </p>

新

<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊

不同沈下があり、外壁又は柱の傾斜が1/100以上1/60未満
又は
床の傾斜が1/100以上

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれにも該当

中規模半壊

いずれかに該当

半壊

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当しない

該当

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

準半壊に至らない(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用傾斜が1/100未満である場合、傾斜による判定は行わない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

大規模半壊
(損害割合40%以上50%未満)

不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

半壊
(損害割合20%以上30%未満)

上記のいずれにも該当しない

該当

地震・水害等通常の被害認定調査へ

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当しない

該当

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

30%以上40%未満

20%以上30%未満

10%以上20%未満

10%未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

準半壊に至らない(一部損壊)

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、<u>外壁、柱又は床の傾斜を測定し、判定を行う。なお、外観目視調査により住家に不同沈下があるかどうかを把握することが困難な場合、住家周辺に液状化等による地盤被害(土砂等の堆積を除く)が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下があるものとして差し支えない。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を下げ振り等により計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜が1/100未満の場合は、床の傾斜を、基本的には以下の手順によって推定し、判定を行う。</u></p> <p><u>①一の外壁面における平均的な傾斜を測定するため、当該外壁面における沈下前は水平であった面(建具枠等)の傾斜を水平器(長さ20～30cm程度のもの)等により2箇所以上で計測し、それらを単純平均する。</u></p> <p><u>②各外壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を床の傾斜とする。</u></p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、<u>外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。</u></p> <p><u>傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>外壁又は柱の傾斜が1/20 以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家に不同沈下があり、かつ、外壁又は柱の傾斜が1/60 以上1/20 未満の場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</p> <p>住家に不同沈下があり、かつ、外壁又は柱の傾斜が1/100 以上1/60 未満の場合若しくは床の傾斜が1/100 以上の場合は、当該住家の損害割合を20%以上30%未満とし、「半壊」と判定する。</p> <p>また、外壁、柱及び床の傾斜がいずれも1/100 未満である場合は、傾斜による判定は行わない。</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p> <p>住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。</p> <p>なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う。</p> <p>住家の床上1 mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</p> <p>基礎の天端下25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上30%未満とし、「半壊」と判定する。<u>なお、(2)による判定でも「半壊」となる場合は、当該住</u></p>	<p>傾斜が1/20 以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/60 以上1/20 未満の場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</p> <p>住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100 以上1/60 未満の場合は、当該住家の損害割合を20%以上30%未満とし、「半壊」と判定する。</p> <p>また、傾斜が1/100 未満である場合は、傾斜による判定は行わない。</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定</p> <p>住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。</p> <p>なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う。</p> <p>住家の床上1 mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p>住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、「大規模半壊」と判定する。</p> <p>基礎の天端下25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上30%未満とし、「半壊」と判定する。</p>

新	旧
<p><u>家の損害割合を30%以上40%未満とし、「中規模半壊」と判定する。</u></p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次調査は、次の(1)～(4)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、<u>外壁、柱又は床の傾斜を測定し、判定を行う。なお、外観目視調査により住家に不同沈下があるかどうかを把握することが困難な場合、住家周辺に液状化等による地盤被害(土砂等の堆積を除く)が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合は、当該住家に不同沈下があるものとして差し支えない。</u></p> <p><u>外壁又は柱の傾斜</u>は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を<u>下げ振り等により計測</u>して単純平均したものとする。</p> <p><u>外壁又は柱の傾斜</u>が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p><u>外壁又は柱の傾斜</u>が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより「全壊」とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、<u>外壁又は柱の傾斜</u></p>	<p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次調査は、次の(1)～(4)の順に判定を行う。</p> <p>(1) 外観による判定 (略)</p> <p>(2) 傾斜による判定 住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、<u>外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。</u></p> <p><u>傾斜</u>は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を<u>計測</u>して単純平均したものとする。</p> <p><u>傾斜</u>が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。</p> <p><u>傾斜</u>が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより「全壊」とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、<u>傾斜</u>が1/60以上1/20未満</p>

新	旧
<p>が 1 / 60 以上 1 / 20 未満の場合は、基礎及び柱（又は耐力壁）の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を <u>15%（住家に不同沈下があり、1階に床が 1 / 100 以上傾斜している室がある場合は 25%）</u> として算定する。</p> <p><u>室の床の傾斜は、基本的に以下の手順により測定する。</u></p> <p><u>①室周囲における一の壁面の平均的な傾斜を測定するため、当該壁面における沈下前は水平であった面（建具枠等のほか、当該壁面近くの床面を含む。）の傾斜を水平器（長さ 20～30cm 程度のもの）等により 2 箇所以上で計測し、それらを単純平均する。</u></p> <p><u>②各壁面の平均的な傾斜を同様に測定し、それらの最大値を当該室の床の傾斜とする。</u></p> <p>（3）住家の潜り込みによる判定 （略）</p> <p>（4）部位による判定 原則として、第 1 編 地震による被害又は第 2 編 水害による被害の 2. 第 2 次調査に基づく判定（3）部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計（住家の損害割合）を算定する。</p> <p>1) <u>外壁又は柱の傾斜が 1 / 60 以上 1 / 20 未満の場合</u> ①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を 10% とし、1 階の外壁及び内壁の損傷率を 100% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算</p>	<p>の場合は、基礎及び柱（又は耐力壁）の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を <u>25%（住家に不同沈下がない場合は 15%）</u> として算定する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（3）住家の潜り込みによる判定 （略）</p> <p>（4）部位による判定 原則として、第 1 編 地震による被害又は第 2 編 水害による被害の 2. 第 2 次調査に基づく判定（3）部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計（住家の損害割合）を算定する。</p> <p>1) <u>住家の傾斜が 1 / 60 以上 1 / 20 未満の場合</u> ①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を 10% とし、1 階の外壁及び内壁の損傷率を 100% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算</p>

新	旧
<p>定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>2) <u>外壁又は柱</u>の傾斜が 1 / 100 以上 1 / 60 未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>住家に不同沈下があり、1階に床が 1 / 100 以上傾斜している室が</u></p>	<p>定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>2) <u>住家</u>の傾斜が 1 / 100 以上 1 / 60 未満の場合</p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>②基礎の天端下 25 c mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p>③基礎の天端下 25 c mまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ある場合においては、基礎の潜り込みによる損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>3) <u>外壁又は柱の傾斜が1/100未満の場合</u></p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。 <u>2階以上の階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>②基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。 <u>2階以上の階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p>③基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。 床下に堆積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合においては、床の損傷の程度IV（損傷程度75%）と判定するとともに、<u>液状化等</u>による基礎の損傷率を10%とした上で、</p>	<p>3) <u>住家の傾斜が1/100未満の場合</u></p> <p>①住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床、外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。 <u>(新設)</u></p> <p>②基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合 基礎の潜り込みによる損害割合を10%とし、1階の床の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。 <u>(新設)</u></p> <p>③基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合 原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。 床下に堆積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合においては、床の損傷の程度IV（損傷程度75%）と判定するとともに、<u>液状化</u>による基礎の損傷率を10%とした上で、そ</p>

新	旧
<p>その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、当該室の床は損傷の程度V（損傷程度100%）と判定し、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p> <p><u>住家に不同沈下があり、1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合においては、基礎の潜り込みによる損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</u></p>	<p>他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>（略）</p>	<p>3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応</p> <p>（略）</p>
<p>4. 留意事項</p> <p>○1（3）、2（3）、（4）の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。</p> <p>○第1～3編においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に2（4）の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「<u>液状化等</u>による損傷率」は含まないものとして判断する。</p>	<p>4. 留意事項</p> <p>○1（3）、2（3）、（4）の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。</p> <p>○第1～3編においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に2（4）の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「<u>液状化</u>による損傷率」は含まないものとして判断する。</p>

新

【1次調査】地盤被害に伴う外壁又は柱の傾斜及び潜り込みに係る住家の被害認定

外壁又は柱の傾斜 潜り込み	1/20 以上	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満	
				床の傾斜 1/100 以上 ※不同沈下がある場合	床の傾斜 1/100 未満
床上 1m	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊
床まで	全壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
基礎天端下 25cm まで	全壊	大規模半壊	中規模半壊	中規模半壊	半壊
それ以下	全壊	大規模半壊	半壊	半壊	<地震・水害等の被害認定>

【2次調査】地盤被害に伴う外壁又は柱の傾斜及び潜り込みに係る住家の被害認定

外壁又は柱の傾斜 潜り込み	1/20 以上	1/60 以上 1/20 未満	1/100 以上 1/60 未満	1/100 未満
床まで	全壊	$15^{**} + 10 + 20x + \alpha$ <small>基礎・柱 床 外壁・内壁</small> ※不同沈下があり、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$20 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床 外壁・内壁</small>	$10 + 30x + \alpha$ <small>基礎 床・外壁・内壁</small>
基礎天端下 25cm まで	全壊	$15^{**} + 10 + \alpha$ <small>基礎・柱 床</small> ※不同沈下があり、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$20 + \alpha$ <small>基礎・床</small>	$10 + 10x + \alpha$ <small>基礎 床</small>
それ以下	全壊	$15^{**} + 10 + \alpha$ <small>基礎・柱 床</small> ※不同沈下があり、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合は25	$10 + 10^{**} + \alpha$ <small>床 基礎</small> ※不同沈下があり、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合	$10^{**} + \alpha$ <small>基礎</small> ※不同沈下があり、1階に床の傾斜が1/100以上の室がある場合

x : 1階の床面積/住家の延床面積、α : 建具、設備等の被害

旧

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
床まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床・柱 外壁・内壁</small>	1次 大規模半壊 2次 $20 + 20x + \alpha$ <small>基礎・床 外壁・内壁</small>	1次 大規模半壊 2次 $10 + 30x + \alpha$ <small>基礎 床・外壁・内壁</small>
基礎天端下 25cm まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + \alpha$ <small>基礎・床・柱</small>	1次 半壊 2次 $20 + \alpha$ <small>基礎・床</small>	1次 半壊 2次 $10 + 10x + \alpha$ <small>基礎 床</small>
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35 + \alpha$ <small>基礎・床・柱</small>	1次 半壊 2次 $10 + \alpha$ <small>床</small>	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x : 1階の床面積/住家の延床面積、α : 建具、設備等の被害

